○海上保安庁告示第七号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十八日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 205　ごとう PL 206　だいとう （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略） PL 205　ごとう （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 91　くまかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 91　くまかぜ CL 92　はるかぜ （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 巡視船 番号　船名 （略）	別表 巡視船 番号　船名 （略）

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 64　とりかぜ （略）	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 64　とりかぜ CL 65　あまかぜ （略）

改正後	改正前
PLH 44　ゆみはり PLH 45　かんばい （略）	PLH 44　ゆみはり （略）

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 59　しまかぜ （略） CL 91　くまかぜ	別表 （略） 巡視艇 番号　船名 （略） CL 59　しまかぜ CL 61　きいかぜ （略） CL 91　くまかぜ CL 93　さるびあ （略）